

議案 8 長崎県軟式野球連盟規約の改訂について

このことについて、下記のとおり改訂したいので長崎県軟式野球連盟規約第39条の規定により評議員会の承認を求める。

記

長崎県軟式野球連盟規約第7条第1項第1号、第2号及び第2項第3号を次のとおり改める。

第3章 組織および会員

第7条

- 1 (1)一般チームは、次のいずれかの一つに該当する者で編成されたチームで、登録人数にかかわらず、監督を含む選手10名以上25名以内で編成しなければならない。
 - (2)大会でベンチに入れる人員は、監督を含む選手25名以内と、選手として登録しない部長（チーム代表者）、マネージャー、スコアラー、トレーナー（有資格者）各1名とする。登録は、Aクラス、Bクラス、Cクラスの3級別とする。
- 2 (3)少年チーム（少年部・学童部）は、監督1名、コーチ2名以内、選手10名以上25名以内で編成しなければならない。ただし、監督、コーチは、成人者でなければならない。

附 則

この規約の改訂は、令和5年2月11日より施行する。

改定理由

公益財団法人全日本軟式野球連盟規程の改訂による

| 現 行 | 改 訂 |
|---|---|
| <p>第3章 組織および会員</p> <p>第1条 会員は第5, 6条に掲げる目的、事業に賛同する者及び一般チーム、少年チームとする。</p> <p>1 (1) 一般チームは、次のいずれか一つに該当する者で編成されたチーム。</p> <p>(イ) 職域チーム = 官公庁、会社、商店、工場等に勤務する者で編成、または同一職場に勤務する者が登録人員の2/3以上占めるチームとする。</p> <p>(ロ) クラブチーム = 本連盟の地域内に、居住または通勤する者によって編成されたチームとする。</p> <p>(ハ) 学生チーム = 専修学校生、各種学校生及び大学生、高校生は同一学校または個人で一般チームに登録することができる。但し学校単位で編成する場合は学校名は使用せずクラブ名とする。</p> <p>(2) 登録についての人員は監督を含め10名以上25名以内とする。(これは責任者・マネージャー、スコアラーは含まないがベンチには入れる) 登録はAクラス、Bクラス、Cクラスの3級別とする。</p> <p>(3) 昇降格については西日本大会、高松宮賜杯全日本大会で優勝・準優勝したチームは次年度昇格しなければならない。このほか郡市支部長の責任において昇格を決めることができる。昇格したチームが降格する場合は、昇格年度から3年を経過し、チーム構成員の2/3以上が変わっている場合、または郡市支部長が認めた場合に限る。ただし、Aクラスの昇降格については、本連盟会長が認めた場合に限る。</p> <p>(4) 国体は別に定める。</p> <p>2 (1) 少年チームは次の2部とする。</p> <p>(イ) 少年部 = 中学生で編成したチーム</p> <p>(ロ) 学童部 = 小学生で編成したチーム</p> <p>(2) いずれもその市郡内のチームであることが原則。但しチーム所在地の市郡に連盟、協会(以下末端支部と称す)がない場合、隣の市郡の末端支部に加盟を認める。また居住する地域にチームがない場合、個人で隣接の末端支部の登録チームに参加、登録することを認める。</p> <p>(3) 登録人員は監督1名、コーチ2名以内、選手10名以上20名以内(これには責任者、マネージャー、スコアラーは含まれないがベンチには入れる)。</p> | <p>第3章 組織および会員</p> <p>第1条 会員は第5, 6条に掲げる目的、事業に賛同する者及び一般チーム、少年チームとする。</p> <p>1 (1) 一般チームは、次のいずれかの一つに該当する者で編成されたチームで、登録人数にかかわらず、監督を含む選手10名以上25名以内で編成しなければならない。</p> <p>(イ) 職域チーム = 官公庁、会社、商店、工場等に勤務する者で編成、または同一職場に勤務する者が登録人員の2/3以上占めるチームとする。</p> <p>(ロ) クラブチーム = 本連盟の地域内に、居住または通勤する者によって編成されたチームとする。</p> <p>(ハ) 学生チーム = 専修学校生、各種学校生及び大学生、高校生は同一学校または個人で一般チームに登録することができる。但し学校単位で編成する場合は学校名は使用せずクラブ名とする。</p> <p>(2) 大会でベンチに入れる人員は、監督を含む選手25名以内と、選手として登録しない部長(チーム代表者)、マネージャー、スコアラー、トレーナー(有資格者)各1名とする。登録は、Aクラス、Bクラス、Cクラスの3級別とする。</p> <p>(3) 昇降格については西日本大会、高松宮賜杯全日本大会で優勝・準優勝したチームは次年度昇格しなければならない。このほか郡市支部長の責任において昇格を決めることができる。昇格したチームが降格する場合は、昇格年度から3年を経過し、チーム構成員の2/3以上が変わっている場合、または郡市支部長が認めた場合に限る。ただし、Aクラスの昇降格については、本連盟会長が認めた場合に限る。</p> <p>(4) 国体は別に定める。</p> <p>2 (1) 少年チームは次の2部とする。</p> <p>(イ) 少年部 = 中学生で編成したチーム</p> <p>(ロ) 学童部 = 小学生で編成したチーム</p> <p>(2) いずれもその市郡内のチームであることが原則。但しチーム所在地の市郡に連盟、協会(以下末端支部と称す)がない場合、隣の市郡の末端支部に加盟を認める。また居住する地域にチームがない場合、個人で隣接の末端支部の登録チームに参加、登録することを認める。</p> <p>(3) 少年チーム(少年部・学童部)は、監督1名、コーチ2名以内、選手10名以上25名以内で編成しなければならない。ただし、監督、コーチは、成人者でなければならない。</p> |